お、固定資産税の税額通知書が届いた
この倉庫取り壊したからもう税金はかからないはず
役場税務課に行って聞いてみよう
毎年
1/1
その倉庫は今年3月29日に取り壊されたのですね？
固定資産税は1月1日を基準日として課税されます
お客様の場合1月1日時点でその倉庫はありましたので今年度分の固定資産税が課税されることとなりました
—役場税務課—
1月1日が基準日なのかぁ
基準日を過ぎてから建物を壊すと建物はもう無いのに税金がかかるのかぁ
しかも月割りもなしなのね～
がーん
税の基準日意識することをおすすめします